平成２５年度第２回差別事象検討小委員会

と き　平成２５年１１月１３日（水）
　　１３：３０～
ところ　第２１会議室（県庁第２庁舎）

１　開会

２　挨拶

３　議事

（１）会議の公開、非公開について　・・　１ページ

（２）市町村等から報告のあった差別事象について　・・　５ページ

（３）対応指針等の検討について　・・　６ページ
【非公開】

４　その他

５　閉会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会
差別事象検討小委員会　出席者名簿

【委員】　　任期：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

氏　名	所属・活動等	備　考
アベ山田（やまだ） マリア　ルイサ	鳥取県国際交流財団　理事	
一盛（いちもり）　真（まこと）	鳥取大学　准教授	
今度（いまど）　珠美（たまみ）	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
下吉（しもよし）　真二（しんじ）	部落解放同盟倉吉市協議会　副委員長	
中永（なかなが）　廣樹（ひろき）	鳥取県文化振興財団　理事長	欠席
山本（やまもと）　誠代（まさよ）	鳥取市手をつなぐ育成会　副会長	
吉岡（よしおか）　伸幸（のぶゆき）	鳥取あおぞら法律事務所　弁護士	

7名：（５０音順）

【事務局】

氏　名	所属・職名	備　考
小林　敬典	人権局　局長	
川本　晴彦	人権局　人権・同和対策課　課長	
岸田　康正	教育委員会事務局　人権教育課　課長	
荒砂　茂徳	人権局　人権・同和対策課　人権相談担当　課長補佐	
田中　新一郎	人権局　人権・同和対策課　同和対策担当　課長補佐	
森脇　翔	人権局　人権・同和対策課　同和対策担当　主事	
金田　健志	人権局　人権・同和対策課　人権相談担当　主事	

資料１

○鳥取県情報公開条例

第３章　情報公開の一層の推進

（情報公開の一層の推進）

第３４条　実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報の公開の一層の推進を図るものとする。

（情報提供施策の充実等）

第３５条　実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

２　公社は、当該公社の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（計画等の積極的な公開）

第３６条　実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

（会議の公開）

第３７条　実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

（１）非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

（２）会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

２　知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５３条第１項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成６年鳥取県条例第５号）第１３条第２項に規定する部局長等又は同条例第２条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。）は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

（出資法人及び指定管理者の情報公開）

第３８条　県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資法人」という。）及び県が地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報（指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。

２　県が資本金等の総額の２分の１以上を支出している出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の公開に努めなければならない。

３　県が資本金等の総額の４分の１以上を支出している出資法人は、当該出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

（出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置）

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

（平成１２年鳥取県告示第２１８号）

1　趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第２号。以下「公開条例」という。）第３７条第２項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2　対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3　会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって４により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 公開条例第９条第２項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4　例外として会議を非公開とする場合の手続等

(1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が３の(1)又は(2)に該当する場合（当該会議中に３の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。）であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。

(2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、３の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該３の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。

(3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5　公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。

(4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

6　会議開催の周知

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

（平成12年4月 1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知）

1　指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第３７条第１項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例３７条第２項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成１２年鳥取県告示第２１８号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2　対象となる審議会等について

（1）指針２の地方自治法第１３８条の４第３項の「附属機関」とは、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第１８条に規定する附属機関及び各行政委員会の附属機関をいう。

（2）指針２の「これに類する会議」とは、要綱又は要領等の規程によって、実施機関（条例第２条第１項に規定する実施機関をいい、地方機関等を含む。以下同じ。）の担任する事項について審議、審査、調査等を行うために設置された県民、学識経験者等が委員等となっている懇話会、委員会等の会議をいう。県、市町村等の職員のみによる会議や事業関係者説明会等は含まない。

3　会議の公開について

条例第９条第１項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第２項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第３７条第１項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針３は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

（1）指針３の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。

（2）指針３の（1）は、条例第９条第２項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会

オ　実施機関は、非公開の決定について、県民室に報告することとする。

5　公開の方法について

（1）公開の方法は、県民等が容易に会議の内容を知ることができるよう、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うこととする。

（2）審議会等は、あらかじめ会議に係る傍聴定員を定め、それに対応する傍聴席を設けることとする。また、記者席は、原則として別に設けることとする。

（3）傍聴定員は、会議等の規模によるが、原則として５人以上とし、審議内容等が県民の関心が高いと認められる場合は、適宜増員に努めることとする。なお、傍聴者及び記者に対しては、原則として会議資料と同様のものを配付することとする。

（4）会議の傍聴においては、公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、会議の秩序の維持に努めなければならない。なお、傍聴要領は、別紙１の傍聴要領（例）を参考として定めることとする。

6　傍聴の手続について

公開する会議に係る傍聴手続は、審議会等の判断により決定することとなるが、おおむね次により行うこととする。

（1）傍聴は、先着順に定員に達するまでとするが、定員を超えて傍聴希望者があるときは、傍聴希望者に資料又は傍聴席がないことを周知し、可能な限り傍聴の確保に努めることとする。

（2）傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であるなどの場合には、上記によらず、抽選により傍聴者を決める取扱いとすることもできることとする。

（3）傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の２０分前から行うこととする。また、会議の会場に会議の名称を明示することとする。

（4）非公開の決定が予想される会議であっても、その決定がされる前は会議は公開であり、傍聴希望者があった場合は、会議への入場を妨げてはならない。その場合、非公開の決定がされる可能性があること及びその場合は退場願うことを事前によく周知しておくこととする。

7　会議開催の周知について

（1）指針６により、審議会等は、たとえ非公開であっても、会議を開催するに当たっては、会議の開催を周知しなければならないこととされている。これは、会議を公開する場合は勿論のこと、非公開の場合であってもその会議が行われることを県民が知っていることが望ましいからである。

（2）会議の開催を周知するため、担当課（審議会の庶務等を担当する実施機関の課等をいう。以下同じ。）は、会議開催の１週間前までに指針６の（1）から（8）までに定める事項について、「審議会等」データベース（以下「データベース」という。）の『会議開催案内登録』への入力により、県民室等（県民室及び各県民局をいう。以下同じ。）で公表するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）へ掲載し、会議の公開等について効果的な周知を図る

※人権課題の現状を認識し、人権について考えていただくために、資料をそのまま掲載しています。

資料 2

平成２５年度 差別事象の概要（25年7月～10月）

人権侵害記載封筒の投棄

発生日時	平成２５年７月１９日（金）午後２時頃
発見場所	倉吉市内
内　　容	市内在住の外国人を名指しし、差別用語を書いた封筒が廃棄物と一緒に古ビニール袋の中に入れられ、当事者の自宅前に投棄されていたもの。 〔記載内容〕 「〇〇朝鮮人本国の（ミサイル原料に使用しよう」
対応概要	７月２２日　警察署へ協議 ７月２６日　市の人権啓発検討委員会で協議 ８月２５日　部落解放研究第41回倉吉市集会で報告 ９月　　倉吉市報９月号で啓発 上記のほか、事象発生地域での町内学習会でも啓発中。